

の第二項後段の未遂犯にて結局第二百二十六条第二項の後段及び第二百二十八条を適用すべきものなりと論して未遂犯を構成する理由を詳論し柳田宗一郎君は福田君と同しく第二百二十六条の未遂犯なりとして此行為の未遂なる理由を既遂と区別して福田氏の説を更に敷衍し常田力君は消極論を主張して曰はく刑法第三十三章の略取誘拐罪中何等特定の目的なく略取したる被害者を更に帝国外へ移送する目的を以て收受したる者を罰する条文は一として之あることなし立法論として之を罰するの規定を置くは極めて必要なりと雖も是れ立法論なり現行法の解釈としては之を罰するの規定なし是れ明に刑法の欠点なり法既に之が規定を欠く又何に依りてか之を罰せん然るに或は情状被害法益等より推論して之を枉けて有罪に断定するは罪刑法定主義を採りたる我刑法の趣旨に反す或は之を第二百二十六条第二項後段の未遂を以て問擬せんとする論者あり然れども單に帝国外へ移送する目的あるのみを以て直に之を未遂なりと謂ふは大早計なりと痛論して降り後藤伝兵衛君は略取罪は継続犯なるや即時犯なるやに付き議論あり此見解如何に依て本問行為者の処分も自ら異なる余は継続犯なりと確信す故に第二百二十六条第一項に該当する罪なりと断定す略取罪に於ける被害者の收受とは即ち主たる犯罪者に代継して被害者をして自己の実力的支配内に移す行為なり自己の実力的支配内に移すは即ち被害者の自由を不當に侵害するの行為なり被害者の自由を不當に侵害して而も其目的帝国外へ移送する目的なりとせば是れ明に刑法第二百二十六条第一項の罪なり本罪の收受は他の賊物の場合の收受と説明して本問行為者の行為か何れの条文にも当らす故に之を無罪とするの外なしとして降壇す福田市太郎君は第二百二十六条

○中央大学法学会討論会 中央大学法学会に於ては去四月二十七日午後一時より大場講師の提出に係る「何等特定の目的(當利、猥褻、結婚又は帝国外移送等の目的)を有せずして未成年者を略取したる者より之(未成年者)を帝国外に移送する目的を以て收受したる者の処分如何」の問題に付き討論会を開催したり脇田安平君は消極説を探り略取誘拐罪の各条文に付き逐次説明して本問行為者の行為か何れの条文にも当らす故に之を無罪とするの外なしとして降壇す福田市太郎君は第二百二十六条

全く其観念を異にす故に刑法第二百二十七条第二項の如きは收受者を罰するか為めに必要なる条文にあらず又第二百二十六条の第二項を以て論せんとするは誤謬なり同条は行為者自身か之を為す場合には本項に該当せずと論し青木雷三郎君は本問の行為者は刑法第二百二十六条第二項後段の未遂犯なりと前提して(1)略取罪は継続犯にあらず之を継続犯なりとするは本問の出題者大場講師に依りて近く唱道せられたる説なりと誰も我国に於ける多数の学者は皆之を即時犯なりとせり余も亦之を即時犯なりと解するものなりとて継続犯の非なる理由を論駁し(2)收受は帝国外へ移送する罪の著手なり未遂は犯罪の実行行為に著手して其結果を完成せざる状態を云ふものにて即ち客観的に或犯罪行為の実行に著手したりと認定し得べきときなりとし更に進て著手と予備との区別に付き詳論し本問行為者の收受は被害者を帝国外へ移送する行為の予備にあらずして著手なりと説き結局第二百二十六条第二項後段と第二百二十八条とに依り処断すべき犯罪なりと結論して下る松原昌隆君は拐取罪は他の監禁罪と同様に継続犯たるや疑なし又仮に継続犯にあらずとするも收受は其実質に於て略取と更に異なる点なく両者は其実質に於て全く同一なり既に其実質に於て区別なしとせば刑法第二百二十六条第一項に該当するや疑を容れずとして收受の内容及び略取の内容を詳論し第二百二十六条第一項に該当する所以を明快に痛論し鈴谷安二君は前弁士各自の説を悉く反駁して結局積極の断定を為し未遂犯なりと結んで降り村川繁太郎君は同様に積極説を採り理論上の解釈及び法律上の解釈に分ちて詳論を試み第二

百二十六条第一項に該当するの罪なりと結論し中務平吉君は消極説を以て立ち前弁士の諸説を一一反駁して或は第二百二十四条或は第二百二十六条第一項又は第二百二十七条等に亘り反駁を加へ終りに本問の行為か第二百二十六条第二項後段の予備行為なり或は之を未遂なりと論する者あれども收受は主觀的に之を觀察すれば或は帝国外へ移送する行為の著手なりと云ふを得へしと雖も客観的に之を見れば帝国外へ移送する目的にて收受せしものなるや将當利猥褻を目的とする行為の著手なるや又は結婚を為すを目的とする行為の著手なるや判明ならず已に之を客観的に著手なりと認むるを得ずとせば是れ未遂にあらざるや明なり故に曰はく第二百二十六条第二項後段の予備行為なりと断せざるを得ずと然れども略取誘拐に於ける予備は之を罰せざるか故に無罪なりと結論せり最後に審判者法学士菱谷精吾氏は各弁士の説を一一論評したる後第二百二十六条第二項後段の未遂犯なりとする説を採られ継続犯にあらざる理由及び本罪の收受は賊物の收受と異なることなく同一の性質なることを説明し又收受を以て第二百二十六条第二項後段の未遂に該当するものにて予備にあらざる理由を具体的に説明せられるか受賞者判定の結果法科二年級の青木雷三郎氏は一等賞に、同三年級の中務平吉氏は二等賞に、同柳田宗一郎氏は三等賞に当れり (委員報)